

業 務 仕 様 書

1 業務名

松本城プロジェクションマッピング2026-2027業務

2 趣旨

本事業では、「松本かっちゃん2026-2027」（旧名称：光と氷の城下町フェスティバル）のコアプログラムとして、本市の観光の閑散期である冬季の誘客促進を図るとともに、冬を代表する観光コンテンツを創出するため、松本城へのプロジェクションマッピング及び松本城公園への光の演出を実施するものです。

3 「松本かっちゃん」について

100年先も500年先もお城を守るための記憶をつくる祭りで、冬のイベントの総称

4 契約期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

5 業務の実施場所

- (1) 名称 国宝松本城（公園内を含む）
- (2) 所在地 松本市丸の内4-1

6 点灯

- (1) 期間 令和8年12月12日（土）から令和9年2月14日（日）まで
- (2) 時間 午後6時00分から午後10時00分

7 業務内容

- (1) 基本設計、安全性の検証
関係者と協議のうえ、発注者の承認を得ること。
- (2) 詳細設計
メインビジュアルを3つ以上提示のうえ、発注者の承認を得ること。
- (3) 演出制作
 - ア 松本城へのプロジェクションマッピング映像2本を制作すること。
 - イ 黒門へのプロジェクションマッピング映像2本を制作すること。
 - ウ 園庭へのプロジェクションマッピング・インタラクティブコンテンツを1本以上を制作すること。
 - エ プロジェクションマッピング映像の内容を説明するパネル等を制作すること。
 - オ 松本城プロジェクションマッピングのタイトルロゴを制作すること。
- (4) 庭園照明の設置工事
発注者と受注者との協議により決定した期日までに、設備取り付け等の工事を完了すること。
 - ア 各資機材の調達
 - イ 各資機材の設置と調整
 - ウ 安全対策の実施
- (5) 協賛掲出
発注者と受注者との協議により決定したプロジェクションマッピングの演出間へ、協賛社の社名及びロゴ等、発注者が指定する文字・画像を調整し掲出すること。
- (6) 庭園照明の管理運営

各資機材の保守管理

(7) 庭園照明の撤去工事

発注者と受注者との協議により決定した期日までに、設置した資機材を撤去し現状復旧をすること。

(8) 関連企画

発注者と受注者との協議により決定した施策について、事前に発注者の承認を得たうえで実施すること。

8 提出書類・成果品（これらの権利帰属、使用条件等の詳細は別に定める）

以下の書類を期限内に提出することとし、発注者の承認を得ること。

(1) 事業計画書、基本設計書、安全性を証明する証拠書

ア 内容

(ア) 事業計画書

提案内容を基に事業概要、目標値(K P I)、詳細なスケジュール等を記載

(イ) 基本設計書

点灯及び設置(使用機材、数量、サイズ、設置位置、設置方法)、消費電力、期間中に想定される電気代、演出方法等のデザイン・図等を記載

(ウ) 安全を証明する証拠書

史跡や人等に対する影響及び実施内容が安全であるとする根拠(他の事例)等を記載

イ 納期：令和8年9月25日（金）まで

(2) 宣伝素材

ア 内容：メインビジュアル

イ 形式：イラストレータ(ai)、PDF

ウ 納期：令和8年10月19日（月）まで

(3) 施工計画書、維持管理計画書

ア 内容

(ア) 施工計画書

工事の概要、工程、使用する機材や機械、人員体制、緊急連絡先、安全・交通・環境管理等を記載

(イ) 維持管理計画書

実施体制、人員配置、連絡体制、不測の事態への対応等を記載

イ 納期：令和8年10月30日（金）まで

(4) プロジェクション映像

ア 内容：発注者と受注者との協議により決定したもの

イ 納期：令和8年11月27日（金）まで

演出を複数期に分けて行う場合は、各期初日の2週間前までに発注者に納品すること。

ただし、演出内容がイメージ可能なVコンテについては、各期初日の1か月前までに発注者に提出すること。納品する成果物の詳細については、発注者と受注者との協議により決定する。

(5) 事業実施報告書

ア 内容：実施状況や実績等を記載すること。

イ 納期：令和9年3月12日（金）まで

9 貸与品等

別途協議、確認のうえ、書面で合意する。

10 条件・制限等

- (1) 業務場所は国史跡であるため、関係法規を遵守すること。
- (2) 松本城を管理・監督している市松本城管理課及び文化財課の指示を遵守すること。
- (3) 昼間の観光客にも配慮し、景観を損なわない実施内容及び設置物とすること。

11 委託料の支払い

業務完了後、城下町松本フェスタ組織委員会（以下「組織委員会」という。）の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。ただし、着手金や分割払いが必要な場合は、組織委員会と協議のうえ決定する。

12 その他

- (1) 受注者は、松本市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (2) 成果品の所有権、著作権、利用権の詳細は、別に定めるものとする。ただし、成果品の帰属の定めにかかわらず、発注者は、本事業の目的の範囲において成果品を自由に利用（第三者へ認める場合を含む）することができるものとし、当該利用に関する対価は業務委託料に含まれるものとする。
- (3) 業務により得られた成果品及び資料、情報等の取り扱い条件の詳細は、別に定めるものとし、受注者においてこれらを使用する場合は、事前に発注者に確認するものとする。
- (4) 業務完了後、受注者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに発注者が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (5) 仕様書について、疑義が生じたときまたは定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、発注者と受注者とで協議を行うこと。
- (6) 受注者は、業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (7) 受注者が発注者との間で別途締結する業務委託契約で定めた権利業務は、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合を除き、他人に譲渡してはならない。
- (8) 受注者は、受注者による本業務内容の履行又は成果品に起因して、第三者との間に知的財産権又は著作権に関する紛争が発生した場合、自己の責任と費用において当該紛争を解決し発注者に損害を与えないよう必要な措置を講ずるものとする。ただし、当該紛争が発注者の仕様又は指示に起因する場合を除く。
- (9) 受注者は、上記「7 業務内容」で定める各業務の遂行にあたっては、組織委員会及び所定の事業者と協議し、指示を受けたうえでこれを遂行すること。

13 担当

城下町松本フェスタ組織委員会 事務局 秋山 直之

（松本市文化観光部観光ブランド課）

TEL：0263-34-8307

FAX：0263-34-3049